

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年12月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

| No. | 号機等    | 不適合件名   | グレード | 備考 |
|-----|--------|---|------|----|
| 1   | 1号機    | タービン補機冷却系熱交換器（B）淡水側入口弁の操作ハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理                                     | D    |    |
| 2   | 1号機    | 補機冷却系海水ポンプ出口ストレーナベント弁（3台）の操作ハンドルに破損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理                                  | D    |    |
| 3   | 2号機    | タービン建屋2階開口部落下防止柵の止め金具に破損が認められたため、当該部を点検・修理  | D    |    |
| 4   | 3号機    | タービングランド蒸気排ガス放射線モニタ（A）指示のハンチングによる「グランド蒸気排ガス放射能高」警報の発生・復帰が認められたため、対応検討                     | C    |    |
| 5   | 3号機    | 原子力安全基盤機構（JNES）による原子炉保護系インターロック機能検査の記録確認において、成績書（検査対象リレーの記載）に誤記がある旨指摘を受けたため、当該書類を改訂及び対応検討 | C    |    |
| 6   | 3号機    | 主発電機固定子冷却装置冷却水ポンプ（B）運転中、出口圧力スイッチ動作による予備機（A）起動が認められたため、対応検討                                | C    |    |
| 7   | 4号機    | 燃料プール冷却浄化系ポンプ（A）入口弁浸透探傷検査において、弁体シート面に指示模様が認められたため、当該部を修理                                  | D    |    |
| 8   | 5号機    | 残留熱除去系ポンプ（B）ベント弁の操作ハンドル止めナットの外れが認められたため、当該止めナットを取付  | D    |    |
| 9   | 5号機    | 所内用空気系空気圧縮機インタクーラ冷却水出口配管のピンホールより水の滴下（1滴／40秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理                         | D    |    |
| 10  | 5号機    | 廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク液位記録計に動作不良（緩慢な変動）が認められたため、当該計器を点検・修理                                      | D    |    |
| 11  | 集中環境施設 | 無停電電源装置出力周波数計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理  | D    |    |
| 12  | 集中環境施設 | 補助ボイラ重油噴燃ポンプ（B）駆動用電動機反カップリング側軸受部の潤滑油ドレン配管に折損が認められたため、当該配管を点検・修理                           | D    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                               | 主な具体例  |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>                            |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>                      |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul> |
| その他  | 上記以外の不適合事象                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで